



2026年1月20日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ォ ー シ ー ズ H D
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 野 博 彦
(コード番号 3726 スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 浦 太 介
(TEL. 092-720-5460)

第三者割当による調達資金の資金使途の充当状況並びに資金使途 及び支出予定時期の変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月10日付「第三者割当による新株式発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」、2024年12月25日付「(開示事項の変更) 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関する資金使途及び支出予定時期の変更について」にて開示しました調達資金の使途(以下「2024年調達」)並びに2025年6月13日付「第三者割当による新株式及び第17回新株予約権(固定行使価額型)の発行に関するお知らせ」にて開示しました調達資金の使途(以下「2025年調達」)につきまして、資金使途および支出予定時期の変更の決定および変更開示を実施しないまま一部を異なる使途に充当しておりました。よって、当社は、本日開催の取締役会において2024年調達資金および2025年調達資金の資金使途および支出予定時期の一部変更を決議(以下「本決議」といいます。)いたしましたので、お知らせいたします。本決議は、当該調達資金の一部について変更の決議および開示を実施しないまま、既に充当済みとなっておりますので、事後的な決議となっております。

また、本件の資金使途変更および支出予定時期の変更に伴い必要となる適時開示に関して、開示遅延に該当しております。開示が遅延した理由は、調達資金の管理の主管部門である財務経理部門の組織による管理体制の不備、資金使途変更を早期に認識する資金管理の仕組みの欠如、および財務経理部門管掌役員をはじめとする経営陣の資金管理の重要性と資金使途変更の必要性の認識の甘さであります。なお、開示遅延が発生した経緯および理由に関しまして、下記2. 変更の理由(1) 2024年調達における変更の経緯と理由および(2) 2025年調達における変更の経緯と理由にて、原因に関しましては、下記4. 開示遅延の発生原因にて詳細を記載しておりますのでご参照ください。

株主、投資者の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、心より深くお詫び申し上げます。当社はこのような開示遅延が発生しましたことを厳粛に受け止めると共に、今後再発することのないよう、再発防止策を早急に策定し実行することにより、役職員一同皆様からの信頼回復に最善を尽くしてまいります。

なお、上記の資金充当状況の変更により、2025年6月13日付「第三者割当による新株式及び第17回新株予約権（固定行使価額型）の発行に関するお知らせ」にて記載しておりました「最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況」の訂正が必要となりました。よって、本日付にて同時に「（開示事項の訂正）「第三者割当による新株式及び第17回新株予約権（固定行使価額型）の発行に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」を開示しております。当該訂正に関する詳細はそちらをご覧ください。

記

1. 変更の内容

資金使途の変更内容は以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しております。

(1) 2024年調達における変更内容

[変更前] (2024年12月25日開示)

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 再生可能エネルギー事業分野への参入	387	2024年6月～2026年5月
② 子会社への貸付け (太陽光発電設備の土地権利取得を目的とする)	328	2024年9月～2025年9月
③ 社債の償還資金	<u>200</u>	<u>2026年1月※1</u>
合計	915	

※1 ③社債の償還資金は、2024年5月10日付「第三者割当による新株式発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」では支出予定時期を2025年1月としておりましたが、同年12月25日付「（開示事項の変更）第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関する資金使途及び支出予定時期の変更について」に記載のとおり、引受人であるワイズコレクション株式会社より償還期日の延長の承認を得まして、支出予定時期を2026年1月に変更しておりました。なお、本日現在において、償還期日前であるため未償還ですが、償還期日が近いため、再度償還期日の延長をワイズコレクション株式会社に対して要請し、了承を頂いております。

[変更後]

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 再生可能エネルギー事業分野への参入	387	2024年6月～2026年5月
② 子会社への貸付け (太陽光発電設備の土地権利取得を目的とする)	328	2024年9月～2025年9月
③ <u>商品仕入代金（通販事業、卸事業、リテール事業におけるDENBA SLEEP仕入代金）</u>	<u>110</u>	<u>2024年11月</u>
④ <u>事業運転資金（法人税および消費税の支払い）</u>	<u>57</u>	<u>2024年12月</u>
⑤ <u>借入金弁済（金融機関への弁済）</u>	<u>33</u>	<u>2024年12月</u>
合計	915	

※なお、現時点において全額充当済みです。

(2) 2025 年調達における変更内容

[変更前] (2025 年 6 月 13 日開示)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
I 本新株式		
① 当社子会社における太陽光発電事業に関する開発資金	309	2025 年 6 月から 2030 年 6 月
② 当社子会社における系統用蓄電池事業における開発資金	100	2025 年 6 月から 2030 年 6 月
II 本新株予約権		
① 太陽光発電事業における開発資金	831	2025 年 6 月から 2030 年 6 月
② 系統用蓄電池事業における開発資金	100	2025 年 6 月から 2030 年 6 月
③ 既存事業 (通販事業・卸売事業・リテール事業) における商品マーケティング資金	200	2025 年 6 月から 2030 年 6 月
合計	1,540	

[変更後]

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
I 本新株式		
① 当社子会社における太陽光発電事業に関する開発資金	274	2025 年 6 月から 2025 年 9 月
② 当社子会社における系統用蓄電池事業における開発資金	100	2025 年 6 月から 2025 年 7 月
③ 借入金の弁済資金 (Quantitative Consulting 株式会社への弁済)	35	2025 年 12 月
II 本新株予約権		
① 太陽光発電事業における開発資金	631	2026 年 1 月から 2030 年 6 月
② 系統用蓄電池事業における開発資金	56	2025 年 6 月から 2025 年 8 月
③ 既存事業 (通販事業・卸売事業・リテール事業) における商品マーケティング資金	135	2025 年 6 月から 2025 年 12 月
④ 借入金の弁済 (Quantitative Consulting 株式会社への弁済)	65	2025 年 12 月
⑤ 運転資金	244	2026 年 1 月から 2027 年 12 月
合計	1,540	

※本日時点での当該新株式および第 17 回新株予約権の発行ならびに第 17 回新株予約権の行使による資金調達額は 697 百万円であり、うち 665 百万円について以下の通り充当しております。

具体的な用途	調達済みかつ 充当した額 (百万円)	調達済みかつ 未充当の額 (百万円)	未調達かつ 未充当の額 (百万円)
I 本新株式			
① 当社子会社における太陽光発電事業に関する開発資金	274	0	0

② 当社子会社における系統用蓄電池事業における開発資金	100	0	0
③ 借入の弁済に関する資金	35	0	0
Ⅱ 本新株予約権			
① 子会社太陽光発電事業における開発資金	0	0	631
② 系統用蓄電池事業における開発資金	56	0	0
③ 既存事業（通販事業・卸売事業・リテール事業）における商品マーケティング資金	135	0	0
④ 借入金の弁済	65	0	0
⑤ 運転資金	00	32	212
合計	665	32	843

2. 変更の理由

(1) 2024年調達における変更の経緯と理由

当社は、2024年調達において、当初の資金使途として「①再生可能エネルギー事業分野への参入、②エンジョイライフ分野の M&A、③社債の償還資金」を掲げておりました。また、当社は、2024年5月より太陽光発電所の開発及び供給に付随する業務を実施する再生可能エネルギー事業への参入を実施しており、2024年12月より太陽光発電所の送電権利の保有、運営を効率的に運営するため、ファンタスティックフォー第1号合同会社を設立しております。このような事業運営の中、2024年12月25日に「(開示事項の変更) 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関する資金使途及び支出予定時期の変更について」記載のとおり2024年調達による資金の使途および支出予定時期の変更をし、上記「② エンジョイライフ分野の M&A」を「② 子会社への貸付け (太陽光発電設備の土地権利取得を目的とする)」としました。また、③社債の償還資金は、当初支出予定時期を2025年1月としておりましたが、引受人であるワイズコレクション株式会社より償還期日の延長の承認を得まして、支出予定時期を2026年1月に変更しました。

その後、2024年調達による資金は、「①再生可能エネルギー事業分野への参入、②子会社への貸付け (太陽光発電設備の土地権利取得を目的とする)」においては計画通り充当いたしましたが、商品仕入代金 (通販事業、卸事業、リテール事業における DENBA SLEEP 仕入) 110 百万円、事業運転資金 (法人税および消費税の支払い) 57 百万円、借入金弁済 (金融機関への弁済) 37 百万円に対して、事業を運営する資金残高では対応できない状態であったため、2024年調達の資金使途の変更を取締役会で決定しないまま、事実上充当してしまっておりました。今般の2024年調達の資金の精査の中で、この状況が判明したため、当社は本日の取締役会において、当該充当を追認するため、資金使途を「③ 社債の償還資金」から「③商品仕入代金」、「④事業運転資金」、「⑤借入金弁大」へと変更することといたしました。なお、当初の資金使途であった③社債の償還については、本日現在において、償還期日 (2026年1月末日) 前であるため未償還ですが、償還期日が近いとため、再度償還期日の延長をワイズコレクション株式会社に対して要請しております。

(2) 2025年調達における変更の経緯と理由

当社は2025年調達において、新株式については資金使途として「①当社子会社における太陽光発電事業に関する開発資金、②当社子会社における系統用蓄電池事業に関する開発資金」を掲げておりました。また、第17回新株予約権行使による調達資金については資金使途として「①子会社太陽光発電事業、②子会社系統用蓄電池事業、③既存事業マーケティング資金」としておりました。

新株式における「①当社子会社における太陽光発電事業に関する開発資金、②当社子会社における系統用蓄電池事業に関する開発資金」、第17回新株予約権行使における「②子会社系統用蓄電池事業、③既存事業マーケティング資金」においては一部計画通りに充当いたしましたが、Quantitative Consulting 株式会社からの借入金弁済100百万円に対して、事業を運営する資金残高では対応できない状態であったため、2025年調達の資金使途の変更を取締役会で決定しないまま、事実上充当してしまっておりました。今般の2025年調達資金の精査の中でその詳細が判明したため、当社は本日の取締役会において、当該充当を追認するため資金使途を新株式について「①当社子会社における太陽光発電事業に関する開発資金」、「②当社子会社における系統用蓄電池事業に関する開発資金」、「③借入の弁済に関する資金」へ、第17回新株予約権について「①子会社太陽光発電事業」、「②子会社系統用蓄電池事業」、「③既存事業マーケティング資金」、「④借入金の弁済」、「⑤運転資金」へと変更することといたしました。

3. 開示遅延の発生原因

当社は、本調達資金の使途について、変更がある場合には適時に取締役会にて決議するとともに、適切に開示すべきことは認識しておりました。当社は、調達資金の管理について、通常で使用する事業口座とは別口座でその資金を個別管理し、その充当状況を管理主管である財務経理部門の管理者が日次および将来の予測を加味しながら管理し、その管理資料は財務経理部門の共通の資料として展開され、定期的な財務経理部門会議において必須の報告事項とすべきであると考えております。さらに、各事業部においても、精度の高い将来の事業支出の予定を財務経理部門と密に連携し、調達資金を管理する資料の精度を高めることに寄与し、さらに調達資金の使途に対する認識を十分に持つことも必要であります。そして、経営陣は、このような調達資金に対する財務経理部門および各事業部の組織的な管理体制および認識付けが効果的に運営されているかを定期的にチェックし、現状の資金充当状況および将来の事業予測を加味し、調達資金を含めた全社的な資金管理状況を定例取締役会で必須の報告事項とする事業運営をすべきであると考えております。

しかし、以下のような理由からあるべき組織運営および資金管理が実施できておらず、変更決議および適時開示が出来ておりませんでした。

これまで当社は、調達資金の管理については、財務経理部門の主管にて、管理職である者が担当者1名体制にてこれを担当業務とし、その状況を財務経理部門管掌役員と当該担当者が情報の取得および把握しておりました。そして、当該担当者による管理方法が、財務経理部門の全員が使用する資金繰り表とは別ファイルにて管理され、属人的な管理業務となっております。次に、調達により入金された資金は、通常の事業にて使用する口座に資金移動し、事業により増減する残高と、資金調達の残高との区別が不明瞭な状態となっております。また、毎週実施される財務経理部門会議でも、調達資金の管理状況共有が

必須の報告事項となっておらず、また協議される議題についても現状および事後的なものが主であり、各事業部との連携による将来の資金繰りの議題が設定されておらず、調達資金に関する定期的な管理および組織単位での管理体制が不十分でありました。さらに、各事業部から財務経理部門への出金の依頼があった際には、金額基準による取締役会決議の承認プロセスはありましたが、その支払いが事業資金残高にて対応されているものかを確認するプロセスは得ておらず、各事業部における資金用途変更の重要性の認識の甘さもあり、資金用途変更の必要性を事前に認識する組織体制および運営が構築されておりませんでした。そして、経営陣において、定期的な組織編成を実施していた中、このような調達資金の管理に関する組織上の問題点を予見することができず、定例取締役会においても資金繰り予定や調達資金の確認を必須の議題として設定しておりませんでした。これらのあるべき調達資金管理および組織体制構築が実施されていなかったのは、経営陣が、資金調達管理および以前より運営されていた組織体制について定期的なチェックや危機管理の認識が甘かったのが理由であります。

このような状況の中、財務経理部門および管掌役員の資金用途の変更についての適時開示に対する認識の甘さも重なり、資金用途および支出時期の変更の開示に遅延が生じてしまいました。このことは、2024年および2025年調達資金の充当状況を改めて精査した結果、判明したことであります。

4. 再発防止に向けた改善措置

当社は、増資による資金管理について下記の通り改善措置を講じます。まず、2026年1月より、当社の保有する口座の中で、特定の1つの口座を資金調達専用の口座とし、通常の事業運営で使用する口座とは別管理します。なお、当該口座は現在、一部の事業資金の引き落とし口座として登録されておりますが、引き落とし口座変更手続きは完了しており、2026年2月下旬には別口座として運用できる状態であります。さらに、引き落とし口座変更の手続きが完了するまでは、事業口座より引き落とし額を資金移動し、実質的な調達資金の分別を最大限図るよう対処いたします。次に、当社が財務経理部門にて管理する日次資金繰表に、2026年1月より、第三者割当増資および新株予約権行使等の資金調達により調達した資金についての充当状況が管理できる項目を設け、管理者2名が連携し属人的ではなく財務経理部門における共通のファイルにて作成および管理します。さらに、資金調達管理の強化を目的とし、2026年4月までにさらに管理者の採用を実施し、本体制を管理者3名にて実施します。そして、この日次資金繰表をもとに、週次、月次にて資金状況を当該管理者2名（管理者が採用等により3名体制になった場合には、できる限り早いタイミングにて3名体制に切り替えます。）がチェックし、さらに、週次および月次にて財務経理部門管掌役員がチェックするダブルチェック体制を整えます。

さらに、2025年2月より毎月実施する管理部門会議において、調達資金充当状況における概要書（管理者が担当し、財務経理部門にて共通管理する日次資金繰り表を取りまとめた資料）を作成し、その内容を報告事項として必須とし、過去の資金利用における充当状況の管理および将来の支出の予定が反映されているのかの抜け漏れを防止します。

加えて、2026年1月以降の定例取締役会にて、各事業部における管掌役員が将来における事業における入金と出金の予定の報告を行い、その内容を上記資金繰り表に担当管理者が反映させ、管掌役員がチェックし、資金用途変更の必要性を把握する契機とします。これらの体制構築の中で、管理部および取締役会

が資金使途の合致がしていないと判断した場合には、資金調達資金のみを管理する別口座からの出金を差し止めるフローを確立させ、精査の上、資金使途の変更が必要である場合には、当社の取締役会の決議により資金使途を変更し、適時開示することといたします。

これらの手続きにおいては、当社規程として2026年1月までには文書化し、関係部門にも周知し、連携を強化します。

5. 今後の見通し

本件資金使途変更による当社の業績への影響は軽微であると見込んでおります。今後開示すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

以 上